

会長声明

足利事件再審無罪判決に対する会長声明

宇都宮地方裁判所は、足利事件の再審判決公判において、本日、菅家利和氏に対し無罪判決を言い渡し、謝罪した。

無期懲役の判決により、逮捕以来 17 年半もの長きにわたり身体拘束されていた菅家氏に、ようやく一定の名誉回復がなされた。

しかし、菅家氏の失った長い年月は取り戻すことはできない。菅家氏の筆舌に尽くしがたい苦痛を思うと慄然とせざるをえない。

虚偽の「自白」を迫った警察、無辜の市民を起訴した検察官、そして真相の解明を果たせず誤判をした裁判官の責任は極めて重大である。

今回の無罪判決によってもなお誤判原因の究明は極めて不十分であると言わざるをえない。

捜査と裁判に関与する全ての関係者は、誤起訴・誤判の原因究明のための検証作業と再発防止のための施策の実行に真摯に取り組まなければならない。

誤判原因を徹底的に究明し再発を防止するためには、独立性が保障され、十分な権限を持つ公的な第三者機関としての調査委員会の設置が必要である。

また、足利事件は DNA 鑑定の問題性を明らかにした。近時は、精度が格段に増したとはいえ、神奈川県警の DNA 誤登録による人権侵害事案などにもみられるように、

「科学的捜査」にも深刻な課題がある。それらの課題の克服に真剣に取り組みながら、自白に頼らない捜査、立証が求められる。

足利事件は、長期間の身体拘束のもとでの密室における長時間の取調べの危険性をはじめとして、現在の捜査・刑事裁判のあり方に誤判の原因があることを浮き彫りにした。

えん罪を防ぐには刑事司法制度の改革が必要である。当会は、取調べの全過程の録画（可視化）の実現、証拠開示制度の抜本的拡充、「人質司法」と批判されながら改善されない勾留・保釈制度の抜本的改革を強く求める。

取調べの可視化の実現を延引することは、新たなえん罪を生み出すことに荷担するに等しく、許されるところではない。早急に可視化の実現を図るべきである。

えん罪は人権侵害の極みである。

当会は、えん罪を訴える人々の人権救済に積極的に取り組むとともに、刑事弁護に対する弁護士及び弁護士会の責任の重さを認識し、誤起訴・誤判の防止を図るため弁護活動の充実に向けて更なる努力をする所存である。

2010（平成 22）年 3 月 26 日
東京弁護士会会長 山岸憲司

国家公務員法違反事件無罪判決に関する会長声明

東京高等裁判所は、本日、社会保険事務所職員が政党機関紙をマンションに投函した行為に対する国家公務員法違反事件につき、一審の有罪判決を破棄して無罪を言い渡した。

判決は、職員の担当していた職務の内容・権限に裁量の余地がなかったこと、またその投函行為が、休日に職場を離れた自宅周辺におけるものであり、公務員であることを明らかにせず無言で行なわれていたことなどを踏まえ、このような配布行為に罰則規定を適用することは国家公務員の政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度を超えた制約を加えるもので憲法違反であるとした。

国家公務員の政治的行為を処罰の対象とする国家公務員法の規定については、古くから国家公務員の政治活動の自由を過度に制約するものであるとの批判が多くあったが、裁判所は、猿払事件に対する 1974 年の最高裁大法廷判決以降、公務員の職種・職務権限、勤務時間の内外、国の施設の利用の有無等を区別することなく、また、行政の中立的運営を具体的に損なうものに限らず、広く刑罰をもって禁止することを正当化してきた。今回の東京高裁判決は、上記大法廷判決以来一貫して公務員の政治活動の自由の保障をなおざりにしてきた裁判所に対し転換を迫るものであり画期的である。

表現の自由は民主主義の死命を制する重要な人権である。当会は表現の自由の保障の重要性をつとに訴え、昨

年 6 月には「心と意見の表明の自由はないのか？」と題するシンポジウムを開催し、同年 12 月には、マンションでのビラ配布行為を住居侵入罪にあたと断じた最高裁判決に対してこれを批判する声明を発した。

日本弁護士連合会も、昨年 11 月に開催した人権擁護大会において「表現の自由を確立する宣言」を採択し、その宣言において裁判所に対し、「憲法の番人」として表現の自由に対する規制が必要最小限であるかについて厳格に審査すべきことを訴えたところである。

この度の東京高裁判決は、表現の自由、公務員の政治活動の自由の重要性を十分に踏まえ、それを刑事訴訟の実践において示したものである。当会はこの判決を高く評価するとともに、今後も表現の自由の保障のための活動を継続していくことを、あらためてここに決意する。

【参考】

- 東京弁護士会「葛飾ビラ配布事件に関する会長声明」（2009 年 12 月 1 日）
- 日本弁護士連合会 人権擁護大会宣言「表現の自由を確立する宣言～自由で民主的な社会の実現のために～」（2009 年 11 月 6 日）

2010（平成 22）年 3 月 29 日
東京弁護士会会長 山岸憲司

核兵器廃絶を求める会長声明

核兵器の使用や実験は、人類の生存と繁栄に対する最大の脅威であり、国際法に違反することは明らかである。全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することは、日本国憲法の宣明するところであり、原子爆弾の投下による被害を受けた唯一の被爆国であるわが国における国民の核兵器廃絶に対する希求は大なるものがある。

国際社会は、1995（平成7）年に核拡散防止条約（NPT）の無期限延長を決め、1996（平成8）年に包括的核実験禁止条約（CTBT）を成立させている。さらに、2009（平成21）年4月5日に、アメリカのオバマ大統領は、ブラハで行った演説で、核兵器を使用した唯一の核保有国として米国には行動する道義的責任があることに言及し、米国が核兵器のない世界の平和と安全を追求する決意であることを明言した。また、国連安全保障理事会が、2009（平成21）年9月24日に全会一致で採択した安保理決議第1887号は、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用、核セキュリティといった主要分野を広くカバーした包括的決議で、オバマ大統領が発表した「核兵器のない世界」構想実現に向けた条件を構築することの決意を表明すると

もに、今後の国際社会の各分野における具体的行動目標を策定した。このように、核兵器の廃絶を求める動きは、今まさに世界の潮流となりつつある。そして、2010（平成22）年5月に開催されるNPT再検討会議では、このような機運の高まりから、核兵器廃絶に向けて有意義な最終文書が採択されることが期待されている。

国内においても、衆議院では2009（平成21）年6月16日に、参議院では同月17日に、わが国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務があり、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきであるとする「核廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」がなされた。

当会は、人権擁護を社会的使命とする弁護士会として、最大の人権侵害を引き起こす要因となる核兵器の廃絶を強く求め、日本国政府に対し、非核三原則を厳守し、核兵器の廃絶に向けて、世界の先頭に立った指導的役割を果たすことを求める。

2010（平成22）年3月31日
東京弁護士会会長 山岸憲司